平成２２年（フ）第１３０３号
横浜市神奈川区神大寺１丁目42番17号　アルピーノ102号
債務者　友永　弘紀
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３０６号
横浜市南区高砂町１丁目７番地１　日神パレステージ伊勢佐木南904
債務者　澤口　里加
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３１０号
横浜市旭区都岡町58番地20　ハイムＳＥＴＯ103
債務者　久保田清美（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３２６号
横浜市泉区和泉町1374番地５　ヒルサイド富士見101
債務者　西山　和子（旧姓竹鼻）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４２号
横浜市港北区師岡町203番地54
債務者　鈴木　早苗
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７８号
北海道旭川市豊岡２条３丁目１番11号
債務者　押田　明美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１３号
北海道旭川市春光６条９丁目６番23号
債務者　望月　聖美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１４号
北海道旭川市東光10条３丁目３番14―3092号
市住3092号
債務者　武藤久美江
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２１６号
北海道旭川市永山３条23丁目２番２号　ジャスト93―201号
債務者　藤田亜公子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２２号
北海道雨竜郡雨竜町字尾白利加91番地７
債務者　鈴木　典子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２２５号
北海道旭川市２条通６丁目70番地の２　オリンピア２．６―303号室
債務者　門脇二三雄
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３１号
北海道旭川市緑が丘東２条４丁目７番２―244号　市住244号
債務者　加藤　朋子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３２号
北海道旭川市東光13条１丁目３番７号
債務者　杉山　　富
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２３３号
北海道旭川市東光13条１丁目３番７号
債務者　杉山美安子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１２７２号
横浜市泉区和泉町4573番地
債務者　山川　節子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部